

岩手県告示第773号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成28年岩手県告示第810号）で公示した公共測量を終了した旨釜石市長から次のとおり通知があった。

平成29年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 釜石市の一部
- 2 実施した期間 平成28年10月10日から平成29年8月21日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）